

# マイナンバー制度開始にともなう NISA口座開設に必要な書類のご案内

マイナンバー制度開始にともない、平成28年1月以降、NISA口座の開設には、基準日時点の「住民票の写し」等のほか、個人番号(マイナンバー)が必要になります。マイナンバーの届出にあたっては、以下の書類をご提出ください。

## 必要書類1. 個人番号(マイナンバー)告知書 兼 届出書

お申込ご本人さまが、お渡しする「個人番号(マイナンバー)告知書兼届出書」を裏面の記入例にならってご記入ください。

## 必要書類2. 個人番号が確認できる書類

個人番号(マイナンバー)記載の書類(下記いずれか1つ)をご用意ください。

各地方自治体から送付される  
「通知カード」



希望者のみに発行される  
「個人番号カード」(2016年1月以降)



個人番号が記載された  
「住民票の写し」の原本



✓ 当行がお渡しした返信用封筒を用いてご郵送いただく場合は、上記各書類原本のコピーをお送りください(「住民票の写し」の場合は原本の送付が必要です。「個人番号カード」は両面のコピーが必要です)。

## 必要書類3. ご本人さま確認書類

ご本人さま確認書類として、下記書類のうち、いずれかをご用意ください。なお、「個人番号カード」の両面のコピーをご郵送いただく場合は、「必要書類3. ご本人さま確認書類」のコピーまたは原本は不要です。

### 運転免許証



【ご郵送いただく場合】  
ご住所を変更している場合は顔写真の面と現住所が確認できる面の両面のコピーが必要です。

### パスポート



【ご郵送いただく場合】  
顔写真のページと所持人記入欄のページの両方のページのコピーが必要です。

上記のほか、以下の「顔写真なし書類」のいずれか2点でも可能です(「住民票の写し」や「印鑑証明書」は、ご郵送の場合でも原本をお送りください)。

- ・「住民票の写し」の原本
- ・「印鑑証明書」の原本(「住民票の写し」、「印鑑証明書」は発行日から6ヵ月以内のもの)
- ・健康保険証 など

店頭窓口で直接お申し込みいただくお客さまへ

店頭窓口で直接お持ちいただく際には、「個人番号(マイナンバー)記載の書類」と「ご本人さま確認書類」両方の原本のご提示をお願いいたします。



三井住友銀行

株式会社三井住友銀行  
登録金融機関 関東財務局長(登金)第54号  
加入協会 日本証券業協会 一般社団法人金融先物取引業協会  
一般社団法人第二種金融商品取引業協会

(2015年12月7日現在) 8063

# 個人番号(マイナンバー)告知書 兼 届出書の<ご注意事項>

- 1.記入例にならって、枠線内を**かならずご本人さまが自筆でもれなく**ご記入ください。
- 2.ご記入事項を訂正される場合は、**訂正箇所を二重線で抹消し、その部分にゴム印またはインク浸透印以外のご印鑑をご捺印**ください。

## <記入例>

ご記入いただいた日付をご記入ください。

おところ(番地・号・建物名・室番までくわしく)をご記入ください。

おなまえをご記入ください。

12桁の個人番号(マイナンバー)を正確にご記入ください。

**<投資信託・債券専用> 個人番号(マイナンバー)告知書 兼 届出書** 告

三井住友銀行 御中 届出日 00年00月00日

住 所	東京 <span style="font-size: small;">(都) (道) (府) (県)</span> 千代田区有楽町1-1-2 〇〇マンション〇〇〇号室	
フリガナ	ワカサ タロウ	生年月日
氏 名	若草 太郎	大正 昭和 平成 00年00月00日

**【個人番号告知書】**  
所得税法、租税特別措置法その他の関係法令に基づく告知として、以下に記載の書類について個人番号を届け出ます。

**【個人番号届出書】(番号告知済み以外のお客さまの場合)**  
貴行に平成27年12月31日以前から開設している口座につき、以下の規定により、個人番号を届け出ます。

個人番号 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2

生年月日をご記入ください。

## 平成27年12月以降にNISA口座をお申し込みいただくお客さまへ

- ✓ 平成27年内にNISA口座の開設をお申し込みされた場合でも、NISA口座の開設が**平成28年1月以降となる場合には、個人番号の届出が必要**となります。
- ✓ NISA口座の開設にあたっては、税務署への申請・審査がありますので、**お申込みからNISA口座開設まで1ヵ月程度かかります**。また、住民票取得代行サービスをご利用の場合、「住民票の写し」の取得に2ヵ月程度かかる場合があります。
- ✓ 後日、個人番号が必要となった場合には、改めて当行からご連絡をさせていただきますので、届出をお願いします。その場合、**個人番号届出後にNISA口座開設の手続きを行いますので、個人番号届出からNISA口座開設までさらに1ヵ月程度かかる場合がありますので、ご了承ください**。なお、長期にわたり、個人番号を届出いただけない場合には、NISA口座の開設を取下げとさせていただきます場合があります。
- ✓ くわしくは、店頭窓口までご連絡ください。

## 非課税口座(NISA口座)に関するご留意点

NISA口座開設には、投資信託の特定口座または一般口座の開設が必要です。NISA口座は、全ての金融機関を通じて、1人につき1口座しか開設できません(金融機関を変更した場合を除く)。2015年1月以降は、一定の手続の下で、金融機関の変更が可能となりますが、金融機関の変更を行い、複数の金融機関でNISA口座を開設したことになる場合でも、各年において1つのNISA口座でしか公募株式投資信託等を購入することができません。また、NISA口座内の公募株式投資信託等を変更後の金融機関に移管することもできません。なお、金融機関を変更しようとする年分の非課税管理勘定で、既に公募株式投資信託等を購入していた場合、その年分について金融機関を変更することはできません。金融機関によって、取り扱うことのできる金融商品の種類およびラインアップは異なります。当行では、税法上の株式投資信託のみ取り扱っています。NISA口座には非課税投資枠が設定されており、一旦利用すると、売却しても非課税投資枠の再利用はできません。また、非課税投資枠の残額は翌年以降へ繰り越すことはできません。そのため、短期間での売買(乗換え)を前提とした商品には適さず、中長期的な保有を前提とした投資が望ましいと考えられます。NISA口座における配当所得および譲渡所得等は、収益の額にかかわらず全額非課税となりますが、その損失は税務上ないものとされるため、特定口座や一般口座で保有する他の公募株式投資信託等の配当所得および譲渡所得等との通算はできず、当該損失の繰越控除もできません。投資信託における分配金のうち元本払戻金(特別分配金)は、そもそも非課税であり、制度上のメリットを享受できません。税金に関するご相談については、専門の税理士等にご相談ください。この資料の内容は、作成時点における法令その他の情報に基づき作成しており、今後の改正等により、取扱が変更となる可能性があります。

## 投資信託に関するご留意点

投資信託をご購入の際は、最新の「投資信託説明書(交付目論見書)」および一体となっている「目論見書補完書面」を必ずご覧ください。これらは当行本支店等にご用意しています。インターネット・モバイル専用ファンドをご購入の際は、最新の「投資信託説明書(交付目論見書)」および一体となっている「目論見書補完書面」を必ずご覧ください。これらは店頭窓口にはご用意しておりません。当行ホームページよりダウンロードいただくか、当行ホームページまたはお電話から書面交付のご請求をいただくことによりご確認ください。投資信託のご購入、換金にあたっては各種手数料等(購入時手数料、換金時手数料、信託財産留保額等)が必要です。また、これらの手数料等とは別に信託報酬と監査報酬、有価証券売買手数料等その他費用等を毎年、信託財産を通じてご負担いただきます。お客さまにご負担いただく手数料はこれらを足し合わせた金額となります。投資信託のご購入、換金にあたって円貨から外貨または外貨から円貨へ転換の際は、為替手数料が上記の各種手数料等とは別にかかります。購入時と換金時の適用為替相場には差があるため、為替相場に変動がない場合でも、換金時の円貨額が購入時の円貨額を下回る場合があります。これらの手数料等は各投資信託およびその通貨・購入金額等により異なるため、具体的な金額・計算方法を記載することができません。各投資信託の手数料等の詳細は、目論見書・販売用資料等でご確認ください。投資信託は、元本保証および利回り保証のいずれもありません。投資信託は国内外の株式や債券等へ投資しているため、投資対象の価格の変動、外国為替相場の変動等により投資した資産の価値が投資元本を割り込むリスクやその他のリスクは、投資信託をご購入のお客さまが負うことになります。外国投資信託のお取引にあたっては、外国証券取引口座の開設が必要です。投資信託は預金ではありません。投資信託は預金保険の対象ではありません。預金保険については窓口までお問い合わせください。当行で取り扱う投資信託は、投資者保護基金の対象ではありません。当行は販売会社であり、投資信託の設定・運用は運用会社が行います。インターネットバンキング・モバイルバンキング・テレホンバンキング(SMBCダイレクト)での投資信託取引は、20歳以上の方に限ります。SMBCダイレクトライトをご利用のお客さまは、インターネットバンキング・モバイルバンキング(SMBCダイレクト)での投資信託取引は残高・明細照会のみご利用いただけます。購入・換金等のご利用いただけません。